

(別記)

令和7年度市川三郷町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

市川三郷町は、全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約43%で、高収益作物としてはスイートコーン、なす等が主力となっている。

しかしながら、主食用米の需要が減少する中で、農地所有適格法人や地域の担い手を主体として、非主食用や他の作物に作付転換を促進することで、現行の水田面積の維持を図っていく必要がある。

また、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中、耕作放棄地対策を行い、水稻作付面積を維持していくことが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

市川三郷町は、非主食用米への取組を主体として、収益力強化に向けた産地づくりをしていく。特に、飼料用米については、県内の畜産事業者から引き続き高い需要があるため、その需要に応えるべく、今後も作付けを推進し、更なる取組面積の拡大を進める。併せて、地域担い手の所得向上を目指すため、多収品種の導入・飼料用米の密苗・疎植栽培など省力化技術の導入と農地集積による作業効率化を推進していく。

また、畜産農業者から需要のある稲わらの供給に取り組むことで、飼料用米生産の付加価値の向上を推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

市川三郷町は、畑地化支援の条件を満たす規模の農地集積ができないため、水稻とナスの輪作やスイートコーンとの二毛作による飼料用米作付の拡大を軸とした作物転換を主体として、水田としての機能を維持しつつ有効利用を図っていく。

また、利用状況を確認し畑作物のみの水田があれば積極的に飼料用米作付の転換を推進していく。

ただし、今後地域・農業者等が希望する場合には、県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、畑地化の取組を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。また、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

現在取り組みは行っていないが、需要動向を早期把握し、必要であれば備蓄米の生産を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を当町の戦略作物の一作物に位置付ける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した多収品種の導入を検討するとともに、スイートコーンとの二毛作や畜産農家への稲わらの供給、省力化技術の導入により水田のフル活用を図り所得増加を図る。

イ 米粉用米

現在取り組みは行っていないが、需要動向を早期把握し、必要であれば米粉用米の生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

現在取り組みは行っていないが、非主食用米の販路拡大のため、県内実需者と需要動向を把握しつつ、必要であれば新市場開拓米の生産を推進する。

エ WCS 用稲

現在取り組みは行っていないが、需要動向を早期把握し必要であれば WCS の生産を推進する。

オ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、地元の実需者（萬屋醸造等）との結びつきを強化し、安定的な生産の維持・拡大を図っていく。またスイートコーンとの二毛作による水田のフル活用を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

地域の実需者との契約や直売所などでの地産地消の取り組みを継続し、現行の栽培面積を維持する。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約や直売所などでの地産地消の取り組みを継続し、需要に応じた生産を維持する。

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

地域振興作物である「スイートコーン（基幹作・二毛作）」、および野菜指定産地の指定品目である「ナス」については、新品種の開発や環境に配慮した栽培、省力化に向けた技術の導入を進めるとともに、収益性の高い経営体を育成するための技術の確立を行う。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	78.86		78.86		78.86	
備蓄米						
飼料用米	12.87		12.90		12.95	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米	1.23		1.15		1.20	
麦	0.13	0.04	0.13	0.04	0.13	0.04
大豆	1.14		1.14		1.14	
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	37.77	11.25	37.92	11.25	38.42	11.25
・野菜	34.6	11.25	34.75	11.25	35.25	11.25
・花き・花木	0.09		0.09		0.09	
・果樹	3.08		3.08		3.08	
・その他の高収益作物						
その他						
・						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	なす	地域振興作物（野菜指定産地）の作付への上乘せ助成	作付面積の拡大を目指す	(R6年度)1.1ha	(R7年度)1.15ha (R8年度)1.20ha
2	スイートコーン	加工用米（酒造用かけ米等）又は飼料用米と地域振興作物（スイートコーン）の二毛作への助成	作付面積の拡大を目指す	(R6年度)8.24ha	(R7年度)8.25ha (R8年度)8.30ha
3	加工用米、飼料用米（基幹作のみ対象）	加工用米、飼料用米の生産に対する助成	作付面積拡大（加工用米）	(R6年度)1.23ha	(R7年度)1.15ha (R8年度)1.20ha
			作付面積拡大（飼料用米）	(R6年度)12.87ha	(R7年度)12.9ha (R8年度)12.95ha
			農業者の平均作付面積	(R6年度)117.5a	(R7年度)108a以上 (R8年度)109a以上
4	飼料用米（基幹作のみ対象）	省力化技術を導入した飼料用米生産への助成	飼料用米の作付面積	(R6年度)11.55ha	(R7年度)11.60ha (R8年度)11.65ha
			密苗・疎植栽培の普及率	(R6年度)89.7%	(R7年度)93.5% (R8年度)94.0%
5	飼料用米（基幹作のみ対象）	畜産農家への稲わら供給の取組への助成	飼料用稲わらを生産する飼料用米作付面積	(R6年度)2.0ha	(R7年度)5.1ha (R8年度)5.15ha
			飼料用稲わらを生産する水稲作付面積の割合	(R6年度)15.5%	(R7年度)42% (R8年度)43%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 山梨県

協議会名: 市川三郷町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物(野菜指定産地)の作付への上乗せ助成	1	9,000	なす(基幹作のみ対象)	助成対象水田において、販売目的に対象作物を作付けた面積に応じ、助成単価に基づき助成する。
2	加工用米(酒造用かけ米等)又は飼料用米と地域振興作物(スイートコーン)の二毛作への助成(二毛作)	2	4,000	スイートコーン(二毛作のみ対象)	助成対象水田において、対象作物を作付けた面積に応じ、助成単価に基づき助成する。
3	加工用米、飼料用米の生産に対する助成	1	5,000	加工用米、飼料用米(基幹作のみ対象)	県内実需者との販売契約(委託販売も含む)
4	省力化技術を導入した飼料用米生産への助成	1	6,000	飼料用米(基幹作のみ対象)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の受理がされていること。 対象とする省力化技術は、次の要件を満たす密苗栽培、疎植栽培及び乾田直播栽培とし、密植栽培と疎植栽培を組み合わせることで取り組むことができる。 ・密苗栽培にあつては、苗箱1箱(長さ580mm、幅280mm)当たり乾籾220g以上を播種すること。 ・疎植栽培にあつては、1坪当たり50株以下で田植えが行われること。 ・乾田直播栽培にあつては、10a当たり概ね5kgの籾を条播すること。
5	畜産農家への稲わら供給の取組への助成	1	6,000	飼料用米(基幹作のみ対象)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

市川三郷町地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
市川三郷町地域農業再生協議会	2,081,600	2,081,600	2,081,600

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

2,081,600

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)					
				戦略作物								新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他				
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	野菜					花き・花木	果樹	その他の高収益作物								
1	地域振興作物(野菜指定産地)の作付への上乗せ助成	1	9,000															115						115	103,500	
2	加工用米(酒造用かけ米等)又は飼料用米と地域振興作物(スイートコーン)の二毛作への助成(二毛作)	2	4,000																825						825	330,000
3	加工用米、飼料用米の生産に対する助成	1	5,000						1,290			115													1,405	702,500
4	省力化技術を導入した飼料用米生産への助成	1	6,000						1,075																1,075	645,000
5	畜産農家への稲わら供給の取組への助成	1	6,000						501																501	300,600
合計(基幹)※4			実面積						1,290			115							115						1,520	2,081,600
合計(二毛作)※4			実面積																825						825	

- ※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
 - ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
 - ※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
 - ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
 - ※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
 - ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- (1) 2回目の配分があった場合は下記①～⑥の順に充当する。
- ① 整理番号3を除く各取組の面積拡大分に充当し、計画面積を拡大。
 - ② 整理番号1の単価を単価上限まで引き上げる。
 - ③ 整理番号2の単価を単価上限まで引き上げる。
 - ④ 整理番号3の単価を単価上限まで引き上げる。
 - ⑤ 整理番号4の単価を単価上限まで引き上げる。
 - ⑥ 整理番号5の単価を単価上限まで引き上げる。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- (1) 県及び他の地域協議会の配分枠に残額が生じていない場合
配分枠と所要額を基に単価調整係数(小数点第4位以下切り捨て)を算出し、減額(小数点以下切り捨て)する。
調整後の単価＝調整係数(当該メニューの配分枠÷当該メニューの所要額(小数点第4位以下切り捨て))×設定単価(小数点以下切り捨て)…①
- (2) 県及び他の地域協議会の配分枠に残額が生じている場合
・県および地域協議会の残額の合計が、配分枠を超過している地域協議会における不足額の合計を上回っている場合、県協議会が各地域協議会に不足額を全額配分する。
・残額の合計が不足額の合計を下回っている場合、以下の②の式により単価調整係数(小数点第4位以下切り捨て)を求め、これに各地域協議会ごとの不足額を乗じた額(小数点以下切り捨て)を県協議会が再配分し、③の式により単価を算出する。
再配分に係る単価調整係数＝県及び地域協議会の残額の合計÷地域協議会で不足している額の合計(小数点第4位以下切り捨て)…②
調整後の単価＝調整係数((当該メニューの配分額＋再配分額)÷当該メニューの所要額(小数点第4位以下切り捨て))×設定単価(小数点以下切り捨て)…③

6. 高収益作物について

- 注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。